

## 令和7年4月1日から入院時の

**食事自己負担額等**が引き上げられます

◇ 令和7年4月1日から患者さんの食事負担額が変更になります

所得区分	所得区分	令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
70歳未満	70歳以上		
ア	現役並みⅢ	<b>1食あたり</b>	
イ	現役並みⅡ	1食につき <b>490</b> 円	1食につき <b>510</b> 円
ウ	現役並みⅠ		
エ	一般		
オ	低所得Ⅱ	1食につき <b>230</b> 円	1食につき <b>240</b> 円
	低所得Ⅰ	1食につき <b>110</b> 円	変更なし

※ 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等は1食あたり300円となります。

※ 厚生労働省による改正となるため全医療機関共通の負担額変更となります。